更新年月日　　平成２６年４月１日
発注機関　茨城県警察本部警務部会計課

指名競争入札用

茨城県警察建設工事等入札心得（電子入札用）

茨城県警察本部が電子入札により指名競争入札に付する建設工事・建設コンサルタント業務等の入札条件及び留意事項等は、次のとおりである。
なお、この入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

１　全般的な留意事項

(1)　入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）、茨城県建設コンサルタント業務執行規則（平成８年茨城県規則第19号）、茨城県財務規則（平成５年茨城県規則第15号）、茨城県警察建設工事等電子入札運用基準を遵守すること。

(2)　入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。

(3)　入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4)　入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

２　入札方法及び提出資料

(1)　この入札は、入札及び届出等を電子入札システムにより行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい者は、担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。紙入札の承諾に関しては、担当部局に承諾（移行）願を提出するものとする。

(2)　入札書は、電子入札システムにより提出するものとし、持参、電報又はファクシミリによる入札は認めない。ただし、(1)により承認を得た場合には、郵送（書留郵便に限る。）することができる。

(3)　入札書の受付日時の間にこの入札の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに入札金額その他所定の情報が記録されない入札書は、受理しない。郵送による場合には、受付期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。

(4)　入札は、初回を含め２回を限度とする。ただし、茨城県財務規則付則第７項に規定する場合においては、１回とする。

(5)　提出した入札書の引換え、変更又は取消しは、認めない。入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

(6) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまではいつでも辞退することができる。

入札を辞退するときは、入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出すること。この入札の担当部局の承諾を得た場合には、入札書の提出締切日までに辞退届を郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(7) 入札参加者が１人の場合は、入札を中止する。

(8) 紙入札の承諾を得た者は、書面により資料の提出及び入札等をすることができる。なお、この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。

(9) 入札書にくじ番号（３桁の任意の数字）を入力すること。紙入札による場合には、入札書余白に「くじ番号〇〇〇（３桁の任意の数字）」と記載して提出すること。

3 工事における特例

(1) この入札の対象案件が工事である場合には、この工事に希望する請負金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の13に該当するもの（建築一式工事1,500万円以上、その他の建設工事500万円以上）である場合は、契約締結日から１年７月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第１項に規定する審査をいう。）を受けていない者は、この入札に参加できない。

入札に当たっては、最新の経営事項審査結果通知書（公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第96号）第２条による改正前の建設業法第27条の27第1項に基づく通知（通訳案内業法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年国土交通省令第１号）第２条による改正前の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第25号の9））又は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27第1項及び第27条の29第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の12））の写しを別に定める基準に従って電子ファイル化して入札書とともに提出すること。また、総合評定値の請求をしていない者は、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第27条の25第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の10））の写しを別に定める基準に従って電子ファイル化して入札書とともに提出すること。

なお、既に経営事項審査を受審し、かつ、総合評定値を請求した者であって最新の経営事項規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書が送達されていないものにあっては経営事項審査完了票を、経営事項審査を受審し、かつ、総合評定値の請求をしない者であって最新の経営規模等評価結果通知書が送達されていないものにあっては、経営規模等評価完了票及び経営状況分析結果通知書の写しを別に定める基準に従って電子ファイル化して入札書とともに提出すること。

入札参加者が共同企業体である場合には、すべての構成員について提出すること。

(2) この入札の対象案件が工事である場合には、入札に際し、入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、予定金額が1,000万円未満の工事については、この限りでない。

(ｱ) 工事費内訳書の様式は、任意とするが、別に定める作成例に準じて作成するものとする。なお、押印は要しない。

(ｲ) 工事費内訳書は、返却しない。提出された工事費内訳書の引換え、変更又は取消しは認めない。

(ｳ) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

(ｴ) 談合があると疑うに足りる事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

(3) この工事が、建設業法施行令第27条第１項に定めるもの（建築一式工事5,000万円以上、その他の建設工事2,500万円以上）に該当する場合は、入札執行日（入札の申込を伴う場合にあっては、入札の申込のあった日）において引き続き３月以上（以下単に「３月以上」という。）の雇用関係がある主任技術者又は監理技術者を工事現場に配置すること。契約後、主任技術者又は監理技術者をやむを得ず変更する場合も同様とすること。

また、入札に当たっては健康保険被保険者証その他３月以上の雇用関係があることを証する書類の写しを別に定める基準に従って電子ファイル化して入札書とともに提出すること。

4 支払条件

(1) 前払金の契約金額に対する割合は、以下のとおりとする。

（工事）

５億円まではその４割以内

５億円を超える部分についてはその部分の３割以内

（委託業務）

３割以内

(2) 中間前払金の契約金額に対する割合は、以下のとおりとする。

（工事）

２割以内

5 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(1) 入札について不正の行為があった場合

(2) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合

(3) 紙入札の場合で、記名押印のない場合

(4) 指定の日時までに到達しない場合

(5) 入札書を２通以上提出した場合

(6) 他の代理を兼ね又は２人以上の代理をした場合

(7) 紙入札の場合で、委任状を提出しない代理人が入札をした場合

(8) 工事費内訳書の提出がない場合（３(2)において提出を求めた入札に限る。）

(9) 入札執行（開札）日までに指名停止措置を受けた場合

(10) 電子入札の場合で、有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合

(11) 担当部局の承諾を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合

(12) 電子入札と紙入札の両方を行った場合

(13) 電子入札による場合で、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

6　落札者の決定方法等

(1)　落札者の決定方法は、地方自治法第234条の定めるところにより予定価格の範囲内で最低価格で入札書の提出をした者を落札者とすることを原則とする。

なお、予定価格は、次に掲示する。

入札情報サービス

URL:http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/logon

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　最低制限価格を設定しているときは、最低制限価格未満の入札をした者は、落札者とはせず、この入札におけるそれ以降の入札には、参加できない。

(4)　落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

7　その他

(1)　この入札の対象案件が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第 104 号）第９条第１項に規定する対象建設工事である場合は、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算したうえで入札すること。また、落札者は、契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用等について落札決定後に発注者と協議を行うこと。

(2)　この入札の対象案件が分割発注である場合には、落札者は、同日に実施されるその後の他の分割工事の入札に参加できない。この場合においては、すでに提出された入札書は、開札せず、無効として扱うものとする。